

日本空衛協発6第7号  
令和6年3月21日

会員各位

企業コンプライアンス委員会  
委員長 藤澤 一郎

### コンプライアンス意識の徹底について

平素は当協会事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、平成26年3月に、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の北陸新幹線設備工事の入札をめぐる、当協会会員企業及びその社員が独占禁止法違反の罪で起訴されるという事態に至ったことを真摯に受け止め、再びかかる事態が生ずることのないよう、同月に会員宛に会長通知「公正な事業活動の徹底について」を発出するとともに、協会として、コンプライアンスの徹底に向けた行動宣言を行い、独占禁止法遵守マニュアル作成の手引き・独占禁止法遵守カードの作成配布の他、会員企業に対する建設業の適正取引等に関する講習会を毎年度実施するなどして独占禁止法等の法令遵守はもとより、コンプライアンスの徹底を図ってまいりました。また、定時総会においても、業界実践スローガンとして、法令の遵守と企業の社会的責任を果たす事業運営の徹底を継続して決議してきました。

こうした中で、この度、東京都千代田区発注の空調衛生設備工事をめぐる官製談合防止法違反事件において、千代田区の元区議及び元職員が逮捕・起訴されるとともに、会員企業が警視庁の家宅捜索を受けるという事態が発生したことは、当該入札について、業者側には公訴時効が成立しているとはいえ、当業界に対する顧客や社会全般の信頼を傷つけることとなり、誠に由々しきことであります。

ついては、会員企業・団体の皆様におかれましては、独占禁止法等の法令遵守はもとより、コンプライアンスの徹底を図ることにより広く社会的責任を果たされるよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。